

◎新潟県告示第221号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新潟地域振興局新津地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和4年3月8日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 新潟村松三川線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
五泉市船越字堤外5番1から 同市船越字堤外1番4まで	新	(A)6.0～19.0メートル	117.0メートル
五泉市船越字堤外5番1から 同市船越字堤外13番3まで		(B)6.5～50.0メートル	89.2メートル
五泉市船越字堤外5番1から 同市船越字堤外1番4まで	旧	6.5～19.0メートル	117.0メートル

備考 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。